

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎委員会報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第1号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第2号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第3号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第8号）、議第5号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第6号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第7号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第8号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第9号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、以上9件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、橋本智洋君の報告を求めます。

3番、橋本智洋君。

〔産業厚生委員長 橋本智洋君登壇〕

○産業厚生委員長（橋本智洋君） 皆様、おはようございます。

産業厚生委員会審査報告書を申し上げます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決するべきものと決定したので報告いたします。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第8号）（本委員会付託事項）。

2. 審査の経過。

2月15日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より白井建設課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算(第8号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上で報告を終わります。

○議長(竹内清二君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内清二君) 質疑はないものと認めます。

これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

8番、鈴木 敬君。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長(鈴木 敬君) おはようございます。

総務文教委員会審査報告書を申し上げます。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第1号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第2号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第3号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算(第8号)(本委員会付託事項)。

5) 議第5号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

6) 議第6号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)。

7) 議第7号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

8) 議第8号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

9) 議第9号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)。

2. 審査の経過。

2月15日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より黒田統合政策課長、井上総務課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第1号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第2号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第3号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算(第8号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第5号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第6号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第7号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第8号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第9号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

○議長(竹内清二君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内清二君) 質疑はないものと認め、これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で委員会報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第1号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内清二君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内清二君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第1号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第2号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内清二君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決するこ

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第2号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第3号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第3号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第8号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第4号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第8号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第5号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につい

て討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第5号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第6号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第6号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第7号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第7号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第8号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第8号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第9号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第9号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

○議長（竹内清二君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成30年2月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

なお、下田市議会全員協議会を午前10時25分から開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

お疲れさまでございました。

午前10時15分閉会